日田市規則第65号

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年９月28日

日田市長　原　田　啓　介

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第９条　条例別表第１の７の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年５月８日社発第382号厚生省社会局長通知。以下同じ。）」に基づいて行う次に掲げる事務とする。 ⑴～⑷　略 ⑸　生活保護法第29条第１項の規定に準じて行う外国人の保護	第９条　条例別表第１の７の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年５月８日社発第382号厚生省社会局長通知。以下同じ。）」に基づいて行う次に掲げる事務とする。 ⑴～⑷　略

に関する資料の提供等の求めに関する事務	
⑹　略	⑸　略
⑺　生活保護法第55条の５第１項の規定に準じて行う外国人の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	
⑻　略	⑹　略
⑼　略	⑺　略
第17条　条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第17条　条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
⑴　略	⑴　略
⑵　児童福祉法第21条の５の８第２項の通所給付決定の変更に関する事務　次に掲げる情報	⑵　児童福祉法第21条の５の８第２項の通所給付決定の変更に関する事務　次に掲げる情報
ア及びイ　略	ア及びイ　略
ウ　当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者の外国人生活保護実施関係情報	ウ　当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者の外国人生活保護関係情報
エ　略	エ　略
⑶　児童福祉法第21条の６の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報	⑶　児童福祉法第21条の６の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報
ア及びイ　略	ア及びイ　略
ウ　当該サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護	ウ　当該サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護

者と同一の世帯に属する者の外国人生活保護実施関係情報 エ　略	者と同一の世帯に属する者の外国人生活保護関係情報 エ　略
第22条　条例別表第２の７の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ⑴～⑷　略 ⑸　生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務第１号に掲げる情報 ⑹　略	第22条　条例別表第２の７の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ⑴～⑷　略 ⑸　略
第48条　条例別表第２の33の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ⑴　略 ⑵　生活保護法第24条第１項の規定に準じて行う外国人の保護の開始又は同条第９項の規定に準じて行う外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報 ⑶及び⑷　略 ⑸　生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人の保護に要す	第48条　条例別表第２の33の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ⑴　略 ⑵　生活保護法第24条第１項の規定に準じて行う外国人の保護の開始又は同条第９項の規定に準じて行う外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる事務 ⑶及び⑷　略

る費用の返還に関する事務　第１号に掲げる情報 ⑹　略	⑸　略
第55条　条例別表第３の３の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行う次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ⑴～⑷　略 ⑸　生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する事務　第１号に掲げる情報 ⑹　略	第55条　条例別表第３の３の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行う次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ⑴～⑷　略 ⑸　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。